

債権譲渡と根保証債務の随伴性

(最判小2平成24年12月14日民集66巻12号3559頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明

1 事案の概要

被告（控訴人，上告人）は，主たる債務者がクレジット会社との金銭消費貸借取引等により生じる債務を担保するため，根保証期間を平成19年6月29日から5年間，根保証極度額を48億3000万円と定めた根保証契約を締結して根保証人になっていたところ，クレジット会社が7億9990万円の貸金債権を譲渡したので原告（被控訴人，被上告人）が貸金債権の債権者になった。しかし，主たる債務者が弁済しないので，原告は，被告に対し，貸金債権の内金1000万円について根保証債務の履行を求める訴訟を提起した。被告は，1審で敗訴したので控訴したが，控訴審において，「本件の貸金債権は，根保証債務の担保すべき元本の確定前に譲渡されたから，貸金債権の譲渡に随伴して根保証債務が移転することはない。したがって，被告は原告に対する根保証債務を負担しない。」との主張を追加した。

2 最高裁判決（上告棄却）

控訴審は控訴人の主張を採用しなかったため，最高裁に上告受理を申し立てた。最高裁は上告を受理した上で，次のように判示して，上告人の主張を排斥した。

「根保証契約を締結した当事者は，通常，主たる債務の範囲に含まれる個別の債務が発生すれば保証人がこれをその都度保証し，当該債務の弁済期が到来すれば，当該根保証契約に定める元本確定期日（本件根保証契約のように，保証期間の定めがある場合には，保証期間の満了日の翌日を元本確定期日とする定めをしたものと解することができる。）前であっても，保証人に対してその保証債務の履行を求めることができるものとして契約を締結し，被保証債権が譲渡された場合には保証債権もこれに随伴して移転することを前提としているものと解するのが合理的である。そうすると，被保証債権を譲り受けた者は，その譲渡が当該根保証契約に定める元本確定期日前にされた場合であっても，当該根保証契約の当事者間において被保証債権の譲受人の請求を妨げるような別段の合意がない限り，保証人に対し，保証債務の履行を求めることができるというべきである。」

3 解説

根抵当権については，民法に明文の規定があり，随伴性は否定されている。すなわち，民法398条の7第1項本文は，「元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は，その債権について根抵当権を行使することができない。」と定めている。しかし，根保証については随伴性について明文の規定がないから疑問が生じる。上告人は，根保証についても根抵当権と同様に，元本確定前の随伴性を否定すべきであると主張したが，最

高裁はその主張を採用しなかった。最高裁判決は、根保証人は担保すべき元本が発生する都度それを保証するのであり、債権譲渡に随伴するか否かは当事者の意思によるが、別段の合意がない限り、随伴性があるとして根保証契約を締結したと解するのが当事者の意思であると判断した。それでよいと思う。